

【アメリカ】フロリダ州の私立学校選択制の拡大に関する改正法の成立

海外立法情報課 中川 かおり

* 2020年7月1日、フロリダ州の私立学校選択制を拡大するため、3つの奨学金プログラムの提供における優先順や範囲を整備する州法が施行された。

1 州法の制定と従来の奨学金プログラム

(1) 州法の制定

米国では、公立学校の設営、カリキュラムの制定その他の教育管理の権限は、州政府にある。公立学校は、児童の住所に基づき割り当てられるのが原則であるが、多くの州は、学校選択制を設ける。学校選択制には、公立学校選択制と私立学校選択制があり¹、フロリダ州は、K-12²につき両者を認めるが、特に後者を積極的に導入する。同州のK-12の成績は、2019年に全米4位、2020年には全米3位であった³。2020年6月25日に、同州の私立学校選択制を更に拡大するため、次の3つの奨学金プログラムを改正する州法⁴が成立し、同年7月1日に施行された。

(2) 家族エンパワーメント奨学金プログラム (Family Empowerment Scholarship Program: FES)

2019-2020 学校年度⁵に設立された FES は、低・中所得家庭の生徒に、FES に参加する私立学校の選択肢を提供するためのバウチャー・プログラムで、①直接証明リスト⁶の対象となる者又は世帯所得が連邦貧困レベル⁷の 300%を超えない者、②里親制度⁸又は家庭外ケア [親族によるケア、施設のケア等] の下にある者が適格である。FES は、後掲 1(3)の FTC 受給希望者の増加に対応するため、年間 1 万 8000 人の適格な生徒に先着順で奨学金を支給する形で開始された。財源は、フロリダ州教育財政プログラム (Florida Education Finance Program: FEFP) ⁹からの資金及び州民の寄附金である。奨学金支給組織 (Scholarship-Funding Organizations: SFOs) は、寄附金の管理、生徒の適格性の確認、奨学金の支給等を行う。(フロリダ州法第 1002.394 条)

(3) フロリダ州税控除奨学金プログラム (Florida Tax Credit Program: FTC)

2001-2002 学校年度に設立された FTC は、低・中所得家庭の生徒に、学校区内外の別の公立学校又は FTC に参加する私立学校の選択肢を提供するための税控除プログラムで、①直接証明リストの対象となる者又は世帯所得が連邦貧困レベルの 185%以下の者、②里親制度又は家庭外ケアの下にある者、③世帯所得が連邦貧困レベルの 185%を超えるが 260%以下の者が適格

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。[]内は筆者の補記である。

¹ “Overview of Public and Private School Choice Options,” *CRS IN FOCUS*, Updated April 16, 2019.

² 幼稚園の年長 (5~6 歳) の 1 年間及び初等中等教育の 12 年間を合わせた 13 年間を指す。

³ Education Week’s Quality Counts Reports. Education Week website <<https://www.edweek.org/ew/qc/index.html>>

⁴ An act relating to K-12 scholarship programs, Chapter 2020-95. <<http://laws.flrules.org/2020/95>>

⁵ フロリダ州では、8月から翌年の5月までの期間が学校年度とされる。学期の初日や休みの期間は、学校区ごとに定められる。Florida School Calendar 2020 and 2021. Public Holidays Global website <<https://publicholidays.us/school-holidays/florida/>>

⁶ Direct certification list. 州の児童家庭省から教育省に提供される食料支援プログラム、貧困家庭一時扶助 (TANF) プログラム又は先住民居留地食料配付プログラムを受ける資格のある児童の証明されたリストをいう。フロリダ州法第 1002.395 条第 2 項(c)

⁷ 連邦保健福祉省が、連邦政府の給付等の対象者を定めるために、生活費と交通費を元に毎年算出する最低基準。

⁸ 様々な理由により、自らの家族の下で養育されない児童を、一定の期間、里親の家庭が預かる制度。

⁹ 1973 年にフロリダ州議会により設立され、州政府の売上税及び地方政府の財産税を用いて、学校区に運営費用を分配する等の事務を行う機関である。Florida Department of Education, 2019-2020 Funding for Florida School Districts, p.1. <<http://www.fldoe.org/core/fileparse.php/7507/urlt/Fefpdist.pdf>>

である。財源は、FEFP からの資金及び州民の寄附金である。州民は、FTC のために SFOs に寄附する金額につき、当該州民が選択する税控除を受けることができる。（同法第 1002.395 条）

(4) ホープ奨学金プログラム (Hope Scholarship Program: HSP)

2018-2019 学校年度に設立された HSP は、公立学校で暴行、嫌がらせ、いじめ等の対象とされた生徒を、学校区内外の別の公立学校又は HSP に参加する私立学校に転校させることを目的とする税控除プログラムである。財源は、FEFP からの資金及び州民の寄附金である。HSP のために SFOs に寄附する州民は、自動車購入時に一定の税控除を受けることができる。SFOs は、毎年 6 月 30 日時点において、寄附金の 5%以下の余剰金を次の会計年度に繰り越す。これを超える余剰金は、HSP の他の SFOs に送付される。（同法第 1002.40 条）

2 州法の概要

(1) FES の改正

FES 奨学金の支給は、従来は先着順とされてきたが、今回の改正は次の優先順を定めた（同法第 1002.394 条第 3 項(d)）。①前学校年度に FES 奨学金を受けた者、②前学校年度に FTC 奨学金を受け、かつ SFOs の資金の欠如のために更新を受けられないが、FES 奨学金の要件を満たす者、③直接証明リストの対象となる者若しくは世帯所得が連邦貧困レベルの 185%以下の者又は里親制度若しくは家庭外ケアにある者で、前学校年度にフルタイムの生徒として公立学校に在籍する者、④直接証明リストの対象となる者若しくは世帯所得が連邦貧困レベルの 185%以下の者又は里親制度若しくは家庭外ケアにある者で、幼稚園に在籍する適格のある者、⑤世帯所得が連邦貧困レベルの 300%以下又は調整済の連邦貧困レベルの最高割合〔所得金額に保険料、学生ローンの利息等の調整を加えて算出する連邦貧困レベルの最高割合〕以下の者で、まず、前学校年度にフルタイムの生徒として公立学校に在籍する者、次に幼稚園に在籍する適格のある者、の順である。SFOs は、この順に従い生徒に奨学金を支給する（同条第 10 項(b)）。

ある会計年度に FES 奨学金の 5%を超える余剰金が生じる場合には、次の会計年度に調整済の連邦貧困レベルの最高割合は、25%引き上げられる（同条第 3 項(e)）。

州教育省は、上記の優先順による支給を実施するために、奨学金の新規申請及び更新通知並びに SFOs による生徒の奨学金への適格性の確認について期限を定める（同条第 7 項(d)、(e)）。また、FES 奨学金を受給する生徒が毎年受験を義務付けられる全米集団基準準拠テストのリストを維持し、公表する（同条同項(c)）。FES に参加する私立学校は、毎年 8 月 15 日までに、全ての受給生の全米集団基準準拠テストの結果を州立大学に報告する（同条第 8 項(c)1）。

FES 奨学金の受給者数の増加は、従来、毎年、州公立学校の総生徒数の 0.25%分とされていたが、これを 1%分にする（同条第 11 項(a)）。

(2) FTC の改正

SFOs は、FTC 奨学金の新規申請者の前に、これを更新する者のために、FTC 及び HSP の全ての資金を用いる（同法第 1002.395 条第 6 項(e)）。SFOs は、資金の不足のために FTC 奨学金の更新を受けられない生徒を、入手可能な資金を有する別の SFOs に付託する（同条第 6 項(f)）。

(3) HSP の改正

SFOs は、寄附金の 5%を超える余剰金を送付すべき他の SFOs が HSP にない場合には、これを FTC に送付する。この余剰金は、同法第 1002.395 条第 6 項(e)に定める優先順に従い、FTC 奨学金の新規申請者の前に、これを更新する者に用いられる。（同法第 1002.40 条第 11 項(i)）